

企業会計基準委員会 御中

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に対するコメント

平成 15 年 4 月 21 日

公認会計士

滝 順子

この度公表された検討状況の整理の内容につきまして、コメントを報告させていただきます。

1. 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローのマイナスが継続する場合の『継続』の期間について

8 及び 51 におきまして、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローのマイナスが継続する場合、その『継続』の期間について検討しておられます。

おおむね過去、あるいは当期を含め 2 期を想定しておられますが、少なくとも 3 期程度の期間が必要ではないかと考えます。変動の激しい昨今の経済情勢の中では、2 期程度の損益又はキャッシュ・フローの悪化は容易に想定し得るとともに、その事業収益性の悪化の程度が軽微である場合は比較的早期に回復する可能性も考えられます。

資産の減価を必要とするほどの事業収益性の悪化を見定めるための兆候の指標として、おおむね 2 期という指標は短期に過ぎるのではないかと危惧致します。

2. 事業の立上げ時など当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合について

8 及び 60 におきまして、事業の立上げ時など当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合について、減損の兆候に含めるか否かを検討しておられます。

通常その事業が軌道に乗るまでに要する期間とそのマイナスの程度を、投資の意思決定時に考慮している場合には、減損の兆候には含めるべきではないと考えます。

なぜなら、投資の意思決定がこれらの要素を考慮した上で経済的妥当性をもって実施されている場合、投下資本の価額は現状の事業収益性から判断される価額よりも高めに設定されておりますが、経済的耐用年数を通じて得られる使用価値は投下資本額に相当するはずですので、減損の兆候に含めて減損の認識の判定を行ったとしても、結果としては減損の対象外になるのではないかと考えるからであります。

適用指針としては、投資の意思決定時の判断が著しく不当である場合に、このような資産が減損の対象から除外されるのを防止するため、どの程度の期間と程度であれば、当初予定されていた営業損益等のマイナスが許容されるのかの指針を提示するのが、実務上有益ではないかと提案致します。

3. 減損の兆候について

11、60 におきまして、『市場価格が著しく下落したこと』が 50%程度以上を指すか、あるいは 30%程度以上とするべきかを検討しておられます。

減損の兆候としてはおおむね 30%以上の市場価値の下落を採るのが妥当かと考えます。

減損の認識の判定時には、割引率適用前の将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回った場合には減損の対象とすることになっており、この際、将来キャッシュ・フローの下落には 50%、30%等の許容範囲を設けておりません。将来キャッシュ・フロー（減損の確実性確保のために割引率適用前）を、おおよそ市場価格と同程度と仮定いたしますと、減損の兆候の判定時にのみ、許容される下落の程度を大きく設定することは、減損の対象となりうる資産を過度に限定することになるのではないかと考えます。

4. 市場価格を反映していると考えられる指標が容易に入手できる場合の合理的な調整について

11、61 において、市場価格を反映していると考えられる指標が容易に入手できる場合には、これらを合理的に調整したものも含まれる旨を検討しておられます。

これにつき、公示価格、都道府県基準地価格等が例示されておりますが、『合理的な調整』の内容が明示されております。

例示の土地評価基準は容易に入手可能なものでありますが、これらの基準地点は数量的に限定されているうえ、工場設備等が多く立地する遠隔地については事例が少ないことから、基準地点から対象資産までの距離、立地条件、広さ、時点修正等の固有の条件については合理的な調整が必須となります。

この調整はある程度の専門性を要求すると考えられますが、本指針では『合理的な調整』の具体例についての記載がなく、会社の裁量の余地を非常に多く残している点で問題があるのではないかと危惧致します。

5. 各構成資産等に配分される減損損失が各構成資産等の帳簿価格と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合の超過額の配分について

20、31（5）、73、93 において、各構成資産（又は共用資産）の正味売却価格が容易に把握でき、各構成資産等に配分される減損損失が各構成資産等の帳簿価格と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を他の構成資産に配分することを検討しておられます。

この処理は合理的に算定された各構成資産等の減損損失の配分よりも、正味売却価額の保持を優先する処理ですが、これは当該資産を含めた資産グループ全体についての会社の投資の不能率を、一部の資産により多く負担させることを意味します。

固定資産の減損処理は、資産グループ全体の事業収益性の低下による各資産の帳簿価格の修正であり、資産グループ全体での投資効率を資産価値に反映させるものと理解しております。この趣旨からすれば、たとえ正味売却価格が減損損失配分後の修正帳簿価額を上回るとしても、その資産を売却せず不能率なまま継続して保有している会社の意思決定を資産価値に反映させることが重要で、減損損失の超過額を他の資産に再配分する処理は望ましくないのではと考えます。

6. 割引率の注記について

40、102 において、使用価値の算定に際して用いられた割引率を注記するか否かを検討しておられます。

割引率は減損損失額を決定する重要な算定基礎ですので、会社による恣意的な割引率の採用を排除するためにも、開示をおこなうのが適当と考えます。

なぜなら、会社が将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させる方法を採用した場合、割引率には会社固有のリスクが含まれます。適用指針に準拠して割引率を算定するとしても、それが会社の要求される資本コストや合理的な収益率にほぼ相当するものであることから、資産あるいは資産グループごとに割引率をど

のように設定しているかを開示することは、会社の恣意性を排除するという目的とともに、事業の将来性予測のための有用な情報提供になると考えるからです。

今後の御検討の参考としてお役に立てれば幸いです。

以上